

一般財団法人神奈川県建築安全協会
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
第 30 条又は第 36 条に基づく認定に係る技術的審査業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条又は第 36 条に基づく認定に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、協会が実施する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条又は第 36 条に基づく認定に係る技術的審査業務の手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(適用除外)

第 2 条 所管行政庁からの依頼による場合の手数料については、所管行政庁との契約に基づくものとし、この規定は適用しない。

(手数料の額)

第 3 条 業務規程第 19 条に規定する手数料は、別表に掲げるとおりとする。

(手数料の特例)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に認めた場合は、手数料の額を減額することができる。

(計画変更手数料)

第 5 条 適合証が交付された後に行う計画の変更に係る手数料は、第 3 条に定める各々の額の 2 分の 1 の額とする。

(手数料の納入)

第 6 条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人神奈川県建築安全協会建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条又は第 36 条に基づく認定に係る技術的審査業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込とする場合の振込手数料は、依頼者の負担とする。

(手数料の返還)

第 7 条 技術的審査の依頼の際に、協会が収納した手数料は返還しない。ただし、協会の責に帰すべき理由により、適合証が交付できなかった場合は、この限りでない。

(再発行手数料)

第 8 条 適合書の再発行を行う場合の手数料は、1 通につき 3,000 円（税込）とする。

附則

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、平成28年9月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表 1【一戸建て住宅】

単位：円（消費税、地方消費税を含む）

区 分	手数料
一戸建て住宅	33,000

別表 2【共同住宅等】

単位：円（消費税、地方消費税を含む）

		手数料 ※1
① 住戸（住宅部分の申請に係る戸数）	2～10 戸以下	$32,400 + N \times 8,640$
	11～30 戸以下	$64,800 + N \times 5,400$
	31 戸以上	$129,600 + N \times 3,240$
② 共用部（共用部分の床面積の合計）	300 m ² 以内	54,000
	300 m ² 超～1,000 m ² 以内	86,400
	1,000 m ² 超～5,000 m ² 以内	108,000
	5,000 m ² 超	162,000

※1 Nは審査対象住戸数を示す。

※2 「住戸のみ」の申請の場合は①の金額とする。ただし、1 戸のみの申請の場合の手数料は、一戸建ての住宅の額とする。

※3 「住棟のみ」または「住棟+住戸」の申請の場合は①+②の金額とし、この場合の N は全住戸数とする。

別表3【非住宅】

【モデル建物法】

単位：円（消費税、地方消費税を含む）

延べ面積（㎡）	用途分類（別表4による）		
	I類	II類	III類
300未満	129,600	64,800	43,200
300以上～2,000未満	183,600	97,200	75,600
2,000以上～3,000未満	216,000	129,600	108,000
3,000以上～4,000未満	248,400	162,000	129,600
4,000以上～5,000未満	280,800	194,400	151,200
5,000以上～10,000未満	324,000	237,600	183,600
10,000以上～20,000未満	378,000	280,800	216,000
20,000以上～	見積り		

【標準入力法（主要室入力法を含む）】

単位：円（消費税、地方消費税を含む）

延べ面積（㎡）	用途分類（別表4による）		
	I類	II類	III類
300未満	183,600	129,600	97,200
300以上～2,000未満	302,400	183,600	162,000
2,000以上～3,000未満	378,000	237,600	216,000
3,000以上～4,000未満	432,000	280,800	248,400
4,000以上～5,000未満	486,000	324,000	280,800
5,000以上～10,000未満	561,600	378,000	324,000
10,000以上～20,000未満	648,000	432,000	378,000
20,000以上～	見積り		

※1 I類、II類、III類の用途分類の適用については、別表4による。

※2 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

※3 1つの棟に用途分類が複数ある場合は、次のとおりとする。

- ・ I類が含まれる場合はI類
- ・ I類がなく、II類が含まれる場合はII類

別表 4 【用途分類】

分類	用途区分 コード	建築基準法施行規則別記様式に定める用途
対象外	08010	一戸建ての住宅
	08020	長屋
	08030	共同住宅
	08040	寄宿舍
	08050	下宿
Ⅱ	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
Ⅱ	08070	幼稚園
Ⅱ	08080	小学校
Ⅱ	08082	義務教育学校
Ⅱ	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
Ⅱ	08100	特別支援学校
Ⅱ	08110	大学又は高等専門学校
Ⅱ	08120	専修学校
Ⅱ	08130	各種学校
Ⅱ	08132	幼保連携型認定こども園
Ⅰ	08140	図書館その他これに類するもの
Ⅰ	08150	博物館その他これに類するもの
Ⅰ	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
Ⅰ	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの
Ⅱ	08180	保育所その他これに類するもの
Ⅰ	08190	助産所
Ⅰ	08210	児童福祉施設等（前 3 項に掲げるものを除く。）
Ⅰ	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
Ⅰ	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
Ⅰ	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
Ⅰ	08260	病院
Ⅱ	08270	巡査派出所
Ⅱ	08280	公衆電話所
Ⅱ	08290	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設
Ⅱ	08300	地方公共団体の支庁又は支所
Ⅲ	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
Ⅲ	08320	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき建設大臣が指定する施設
Ⅱ	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
Ⅲ	08340	工場（自動車修理工場を除く。）

Ⅲ	08350	自動車修理工場
Ⅲ	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
Ⅰ	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
Ⅰ	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
Ⅰ	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの
Ⅰ	08400	ホテル又は旅館
Ⅱ	08410	自動車教習所
Ⅲ	08420	畜舎
Ⅲ	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
Ⅱ	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
Ⅱ	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）
Ⅱ	08450	飲食店（次項に掲げるものを除く。）
Ⅱ	08452	食堂又は喫茶店
Ⅱ	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
Ⅱ	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
Ⅱ	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）
Ⅱ	08470	事務所
Ⅰ	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
Ⅲ	08490	自動車車庫
Ⅲ	08500	自転車駐車場
Ⅲ	08510	倉庫業を営む倉庫
Ⅲ	08520	倉庫業を営まない倉庫
Ⅰ	08530	劇場、映画館又は演芸場
Ⅰ	08540	観覧場
Ⅰ	08550	公会堂又は集会場
Ⅰ	08560	展示場
Ⅱ	08570	料理店
Ⅱ	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー

I	08590	ダンスホール
I	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
III	08610	卸売市場
III	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
要相談	08990	その他

別表 5【複合建築物】

複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、別表 3 の手数料と別表 1 または別表 2 の手数料を合計した額とする。